

## 亀山市公告第6号

亀山市関町新所及び関町木崎地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年1月29日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 地図及び簿冊の名称

- (1) 北裏②の地籍図
- (2) 北裏②の地籍簿

### 2 閲覧期間及び閲覧時間

令和7年1月29日（水）から同年2月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 3 閲覧場所

亀山市建設部土木課用地グループ

### 4 その他

- (1) 地図は令和6年2月に測量して作成し、簿冊は同年12月3日現在の状況により調査して作成したものである。
- (2) 地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）で定める限度以上の誤差があると認める者は、閲覧期間内に亀山市長に対し訂正の申出をすることができる。